



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条及び第7条の規定により、平成30年3月27日付け及び3月28日付けで次の者を表彰しました。

平成30年4月12日

長野県知事 阿部守一

県民栄誉賞

3月27日付け

小平奈緒 菊池彩花 高木菜那

スポーツ特別栄誉賞

3月28日付け

渡部暁斗

スポーツ栄誉賞

3月27日付け

長谷川 翼 山中大地 加藤 条 治
ウィリアムソン師円 一戸 誠太郎 菊池 純 礼
神 長 汐 音 菊池 悠 希 高橋 弘 篤
小 口 貴 子

3月28日付け

竹 内 択 岩 渕 香 里 渡部 善 斗
西 伸 幸 渡部 由梨恵 今井 胡 桃
鬼塚 雅 藤 森 由 香 両角 友 佑
清水 徹 郎 山口 剛 史 両角 公 佑
平 田 洸 介

人事課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年4月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 落札に係る物品等及び数量
電子複写機58台（附属機器及び消耗品を含む。）
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部財産活用課
(2) 所在地 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
3 落札者を決定した日
平成30年3月29日
4 落札者の名称及び住所
(1) 名称 富士ゼロックス長野株式会社
(2) 所在地 長野市鶴賀七瀬中町161番地1
5 落札金額
(1) 白黒複写料単価 0.61円
(2) カラー複写料単価 5.29円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成30年2月15日

財産活用課

公告

平成30年4月5日、新田堰土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年4月12日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成30年4月5日、安曇野市等々力土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年4月12日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成30年4月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム移行、改修及び運用保守業務 一式
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県会計局会計課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月30日
4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社日立製作所北関東支店
(2) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
5 随意契約に係る契約金額
60,588,000円
6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

会計課

## 公告

長野県西部伊那土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年4月12日

長野県上伊那地域振興局長 堀田文雄

## 理事

## 新任

氏名	住所
田中吉男	伊那市西町5079番地6
北原健一	伊那市西春近3782番地1

## 退任

氏名	住所
城倉金秋	伊那市西町5299番地
辰野憲夫	伊那市西春近3132番地

農地整備課

## 公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

平成30年4月12日

長野県公安委員会

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

## 2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## 3 講習の実施期日及び場所

## (1) 実施期日

実施期日	時間
平成30年6月12日(火)から平成30年6月21日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8日間	午前9時30分から午後5時まで

(注) 講習の受付時間は、平成30年6月12日(火)午前9時5分から午前9時20分までです。

## (2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番3 TO i GO WEST  
3階  
長野市生涯学習センター

## 4 受講定員

20名

## 5 受講の手続

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

## イ 電話受付日

平成30年4月24日(火)

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

## (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合には、本人からの委任状

## (3) 提出期間

## ア 提出期間

平成30年5月21日(月)から平成30年5月25日(金)まで

## イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

## (4) 講習手数料

講習手数料(4万7,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 6 その他

- (1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。
- (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。
- (4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり行います。

平成30年4月12日

長野県公安委員会

## 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務

## 2 講習の対象者

受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検

定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

## 3 講習の実施期日及び場所

## (1) 実施期日

実施期日	時間
平成30年6月15日(金)から平成30年6月21日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の5日間	午前9時30分から午後5時まで(平成30年6月15日(金)は、午後1時10分から午後5時まで)

(注) 講習の受付時間は、平成30年6月15日(金)午後0時40分から午後1時までです。

## (2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番3 TO i GO WEST 3階

長野市生涯学習センター

## 4 受講定員

20名

## 5 受講の手続

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

## イ 電話受付日

平成30年4月25日(水)

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

## (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写

し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

### (3) 提出期間

ア 提出期間

平成30年5月21日(月)から平成30年5月25日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

### (4) 講習手数料

講習手数料(2万3,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

### 6 その他

(1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月12日

長野県警察本部長 内藤 浩文

### 1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

緊急配備等支援システム増設一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成30年10月1日から平成33年9月30日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

借入期間の賃借額総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び修理等)を迅速に行う体制が整備された者であること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29\\_30\\_sankashikaku.html](http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/h29_30_sankashikaku.html)

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

### 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部 刑事部刑事企画課

電話 026(233)0110 内線 4027又は4036

### 5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年5月30日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成30年5月29日(火) 午後5時

イ 提出場所 長野県警察本部 専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部刑事部刑事企画課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成30年5月22日(火)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があっ

たときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased  
Expansion of Nagano Prefectural police's Emergency deployment supporting systems
- (2) Lease Duration:  
From October 1, 2018 until September 30, 2021
- (3) Delivery Place:  
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for the notice: description/conditions/ and others:  
Criminal Affairs Planning Division, Criminal Investigation Department,  
Nagano Prefectural Police Headquarters  
692-2, Habashita, Minaminagano, Nagano-shi, Nagano  
TEL: 026-233-0110, Ext. 4027or4036
- (5) Time and place for the tender and bid opening:  
Time: 1:30 p.m., May 30, 2018  
Place: Bid Room  
(On the first floor, West annex of Nagano Prefectural Government)
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:  
Time: 5:00 p.m., May 29, 2018  
Place: Criminal Affairs Planning Division, Criminal Investigation Department,  
380-8510 (Exclusive postal code for Nagano

Prefectural Police Headquarters)

刑事企画課